



「緑の募金」にご協力を

●5月31日(金)まで
募金は東京緑化推進委員会の森林整備、地域の緑化推進等に活用されます。
【募金箱の設置場所】区役所本庁舎、特別出張所、区立学校・幼稚園の一部、環境学習情報センター(西新宿2-11-4、新宿中央公園内)ほか
【問合せ】みどり公園課みどりの係(本庁舎7階) ☎(5273)3924へ。

3R講座 講

●回収された私たちの衣類のその先を知ろう
【日時】6月3日(月)午後1時30分～3時
【講師】鈴木純子/日本リ・ファッション協会代表理事
【会場・申込み】往復はがきかファックス・電子メール(6面記入例のとおり記入)で、5月25日(必着)までに環境学習情報センター(〒160-0023西新宿2-11-4、新宿中央公園内) ☎(3348)6277・ ☎(3344)4434・ ☎info@shinjuku-ecocenter.jpへ。定員30名。応募者多数の場合は抽選。



基礎から学ぶ寄せ植え講座 講

【日時・内容】6月1日(土) ▶①午前10時～12時…培養土の作り方と夏の草花で寄せ植え作り、▶②午後1時～1時30分・午後2時～2時30分…培養土の作り方と野菜やハーブのミニ寄せ植え作り
……………<①②共通>……………
【講師】星野学/テクノ・ホルティ園芸

専門学校講師
【費用】①は2,000円、②は500円
【持ち物】園芸用手袋・エプロン・持ち帰り用の入れ物・筆記用具
【会場・申込み】往復はがきに6面記入例のほか、希望講座(①②の別)、小学生が参加する場合は同伴する保護者の氏名を記入し、5月24日(必着)までに環境学習情報センター(〒160-0023西新宿2-11-4、新宿中央公園内) ☎(3348)6277へ。定員は①は20名、②は各回8名。応募者多数の場合は抽選。

衣類・靴・バッグ・ぬいぐるみ・毛糸の分別回収

家庭で眠っている衣類(子ども服も可。和服含む)等を回収します。分けてお持ちください。虫食い・汚れ・カビ等劣化しているものは回収できません。
【日時】6月17日(月)午後1時～4時
【協力】日本リ・ファッション協会、ニットカフェ
【会場・問合せ】環境学習情報センター(西新宿2-11-4、新宿中央公園内) ☎(3348)6277へ。駐車場はありません。

消費者講座「キャッシュレス時代を賢く生きる方法」 講

●新宿消費生活センター委託講座
【日時】6月22日(土)午前10時～12時
【会場】新宿文化センター(新宿6-14-1)
【対象】区内在住・在勤の方、60名
【講師】遠山尚恵/全国消費生活相談員協会消費生活相談員
【申込み】往復はがきに6面記入例のとおり記入し、6月5日(必着)までに新宿未来創造財団文化・学習課(〒160-0022新

宿6-14-1、新宿文化センター内) ☎(3350)1141へ。応募者多数の場合は抽選。

暮らしを守る「消費生活展」参加団体を募集

区民の消費生活に関する意識向上と団体の活動成果を発表する場として、隔年で開催しています。
【日時】令和2年1月17日(金)・18日(土)
【会場】新宿駅西口広場イベントコーナー
【対象】区内を主な活動場所とし、消費者問題・食・健康・環境について調査・研究し、パネル等で発表できる団体、5団体程度(開催まで4～5回の実行委員会に参加)
【申込み】所定の申込書、団体規約・名簿、活動内容・実績が分かる資料を、事前連絡の上、5月31日(金)までに新宿消費生活センター(第2分庁舎3階) ☎(5273)3834へお持ちください。申込書は同センターで配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。

消費者活動促進等助成

区内消費者団体等の活動活性化のため、事業に必要な経費の一部を助成します。
【対象】▶新宿消費生活センター分館の登録団体、▶区の消費者行政に協力する団体、▶区内で活動するボランティア・NPO等の社会貢献的活動団体ほか
【対象事業】令和元年度に実施する消費者市民社会や消費生活に関する学習、講演会、調査・研究、普及啓発活動などの公益性のある事業(他の補助を受けている事業、営利、政治活動を主とする事業を除く)
【助成額】対象事業経費の3分の2以内(上限/1事業20万円・年間40万円)
【助成金の交付】審査会で事業・金額を

決定し、7月中旬に交付予定
【申込み】事前連絡の上、所定の申請書、団体の会則・規約、年間の活動予定と収支予算書を、5月7日(火)～24日(金)に新宿消費生活センター(第2分庁舎3階) ☎(5273)3834へ直接、お持ちください。申請書等は、同センターで配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。



認知症サポーター養成講座 講

【日時】6月1日(土)午後2時～4時
【会場】四谷地域センター(内藤町87)
【対象】18歳以上、30名
【内容】認知症の正しい知識・対応ほか
【申込み】5月7日(火)から電話または直接、四谷図書館(内藤町87) ☎(3341)0095へ。先着順。

任意後見事業説明会

区社会福祉協議会が任意後見人になる事業について説明します。
【日時】6月5日(水)午前10時～11時30分
【会場】区社会福祉協議会(高田馬場1-17-20)
【対象】区内在住の方、区内在住の方の親族、40名
【申込み】5月29日(水)までに電話かはがき・ファックス・電子メール(6面記入例のほか「区内在住」「区内在住の方の親族」の別を記入)、または直接、成年後見センター(〒169-0075高田馬場1-17-20) ☎(5273)4522・ ☎(5273)3082・ ☎skc@shinjuku-shakyo.jpへ。応募者多数の場合は抽選し、結果は落選した方にのみお知らせします。

あなたの提案がよりよい地域社会に貢献します 協働事業助成にご応募ください

区では、NPO等の多様な団体と地域課題の解決に向けて共に取り組む「協働」をより効果的に推進するため、区民の皆さんからの寄付による「協働推進基金」を活用し、助成しています。今回は協働事業助成として、NPO等の専門性・柔軟性を生かして団体と区が協働で実施する事業の提案を募集します。

協働事業助成の募集内容

【対象事業】区の地域課題や社会的課題の解決を目的として、団体と区が協働で実施する事業で、次のいずれかに該当するもの
▶NPO等の自由提案事業
▶区からの課題への提案事業
【対象団体】NPO法人、ボランティア活動団体等営利を目的としない団体(個人は対象外)
【助成額】助成対象事業費の4分の3(上限/300万円)
※2年目は助成対象事業費の3分の2(上限/200万円)、3年目は助成対象事業費の2分の1(上限/150万円)
【事業の実施期間】令和2年4月から最長で3年間
【選考等】▶1次…書類(7月下旬)、▶2次…1次合格者による公開プレゼンテーション(9月上旬)
※10月上旬に助成決定
【申込み】事前連絡の上、所定の申請書等を5月27日(月)～6月20日(木)に同係へ直接、お持ちください(申請内容を確認するため、窓

口には事業内容が分かる方がおいでください。
※要件等詳しくは、助成の手引きをご覧ください。助成の手引きは同係で配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。申請書等の様式も新宿区ホームページから取り出せます。

説明会を開催します

申請書の記載方法、必要書類等についての説明会を開催します。
【日時・内容】▶①5月21日(火)午後2時35分～3時50分…説明会
※説明会の前に平成30年度実施団体による事業報告会(右記)があります。
▶②24日(金)午後2時～4時…説明会と講演会「協働事業助成にチャレンジ!～申請&審査のポイント」(講師は関口宏聡/認定NPO法人シーズ・市民運動を支える制度をつくる会代表理事)
▶③27日(月)午後6時30分～8時30分…説明会と講演会「解りや

【問合せ】地域コミュニティ課管理係(本庁舎1階) ☎(5273)3872・ ☎(3209)7455へ。

すい提案書とは～区民の目線に立つ問題意識」(講師は伊藤清和/元富士ゼロックス東京(株)CSR部社会貢献推進グループ)
※説明会はいずれも同じ内容です。
……………<①～③共通>……………

【会場】区役所本庁舎地下1階11会議室
【申込み】事前に電話かファックス(6面記入例のほか団体名、参加人数を記入)で同係へ。

平成30年度実施団体の事業報告会を開催します

【日時】5月21日(火)午後1時30分～2時35分
【内容】▶「地域の担い手「ごっくんリーダー」による「食べる力」推進プロジェクト」(語り手はNPO法人メディカルケア協会)
▶「地域防災の担い手育成事業」(語り手はピースポート防災ボランティアセンター)
【会場・申込み】当日直接、区役所本庁舎地下1階11会議室へ。
【問合せ】同係へ。

軽自動車税の納税通知書をお送りします

●納期限は5月31日(金)
軽自動車税は、毎年4月1日現在、区内を定置場として原動機付自転車、小型特殊自動車、オートバイ、軽自動車を所有している方が納める税金です。令和元年度の納税通知書を5月10日(金)に発送します。
【納めることができる窓口】▶金融機関、▶コンビニエンスストア(納付書裏面に記載)、▶特別出張所・区税務課の窓口
※「モバイルレジ」でも納められますが、領収証は発行できません。領収証や軽自動車の継続検査用(車検)の納税証明書が必要な方は、窓口等で納めてください。
●令和元年度グリーン化特例(軽課税)
軽自動車(三輪・四輪)のグリーン化特例(軽課税)が、令和元年度も適用されます。令和元年度は、平成30年4月1日～平成31年3月31日に新規取得した排ガス性能・燃費性能の優れた環境負荷の小さい新車が対象です(平成30年度の適用車両を除く)。
【問合せ】税務課収納管理係(本庁舎6階) ☎(5273)4139へ。

製造業を営む事業所の皆さんへ 工業統計調査にご協力を

●調査期日は6月1日
製造業の実態を明らかにするため、総務省・経済産業省が製造業の事業所を対象に全国一斉に実施します。調査結果は、国や地方公共団体の施策立案の資料等になります。調査対象の事業所には、5月中旬から調査員証を携帯した調査員がお伺いします。回答内容は、統計法により厳重に保護され、調査目的以外には利用しません。正確なご記入をお願いします。
【問合せ】地域コミュニティ課統計係(本庁舎1階) ☎(5273)4096へ。